

議員提出議案第3号

不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のための経済的  
支援制度の確立を求める意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出しま  
す。

令和5年6月16日

渋川市議会議長 安 カ 川 信 之 様

提出者 教育福祉常任委員会  
委員長 加 藤 幸 子

別紙

議員提出議案第3号

不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のための経済的  
支援制度の確立を求める意見書

令和3年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で24万4,940人と9年連続で増加しています。また、保護者や学校の配慮により出席扱いとしているなどといった、調査だけでは把握できない潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられます。

このような中、フリースクール等の民間施設の利用に当たっては、月額会費平均3万3,000円という経済的負担に加え、身近に通う民間施設がない場合には遠方への通学に伴う身体的、時間的、心理的負担も加味しなければなりません。

多様な学習機会を提供するフリースクール等の民間施設への需要の高まりに対し、設立に対する経済的支援制度は一部の自治体が制定しているにとどまっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくありません。

以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」が果たされているとはいえない状態であり、早急な具体的対策を講ずる必要があります。

よって国において、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策として、次の事項について強く要請します。

記

- 1 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。
- 2 いわゆるフリースクール等の民間施設の設立及び運営補助金等の経済

的支援制度の確立を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 年 月 日

渋川市議会議長 安 川 信 之

衆議院議長 あて

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣